

## 報告事項

### (1) これまでの検討状況について (総務課)

件名	前回の検討結果	進捗状況
1 関係条例の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例の一部改正</li> <li>・情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正</li> <li>・手数料条例の一部改正</li> <li>・市税条例の一部改正</li> </ul> を第3回定例会に提案	提案した全ての条例改正案が可決された。
2 特定個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を8月末に策定</li> <li>・特定個人情報等の取扱規程を策定 (石巻市情報セキュリティポリシーの改正等により対応する方向で検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針は8月末に策定済</li> <li>・取扱規程は、セキュリティポリシーの改正ではなく、新たな規程を年内中に策定する方向で作業を進めている。</li> </ul>
3 通知カードの送付について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードは住民票の住所地に転送不要の簡易書留で郵送されるため、本人からの居所情報登録申請及び本市が保有する居所情報等により住所と居所が異なる方の送付先を把握し、正確な送付に努める。</li> <li>・市報9月号に合わせて居所情報登録申請書を全戸配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月下旬より通知カードの送付が開始された。</li> <li>・市民課において、宛先の相違等により郵便局から返送された通知カードの再発送作業を進めている。</li> </ul>
4 個人番号利活用条例について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項の規定に基づき、特定個人情報の利用、庁内連携を行うための条例を12月議会に提案する。</li> </ul>	平成27年12月議会への提案に向けて作業を進めている。
5 独自利用事務(条例・規則・要綱)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時期は、個人情報の保護等を考慮し、庁外連携開始時(平成29年7月)とする方向で検討する。</li> <li>・条例改正は、国及び特定個人情報保護委員会から示される期限までに行う。</li> <li>・利用事務は、条例、要綱の区別なく、個人情報の保護と利便性向上のバランスを勘案しながら検討する。</li> </ul>	独自利用事務を決定し、国及び特定個人情報保護委員会が示す期限に間に合わせるよう平成28年2月議会以降に条例の一部改正を行う方向で作業を進めている。
6 職員研修について	番号制度は全庁的な対応が必要であることから、今秋中に職員研修を行う。	10月14日に河北総合センターで東松島市、女川町と合同で職員研修を行った。

(2) 通知カードの配布状況等について (市民課)

市報9月号に合わせ、住民票の住所と異なる居所にお住まいの方を対象としたチラシと居所情報登録申請書を全戸配布した。

居所情報登録人数

10月2日まで

①居所情報登録申請による郵送先変更 665人

②市保有情報による郵送先変更

仮設住宅	5,559人
みなし仮設	2,024人
市報郵送世帯	281人
計	8,529人

10月5日から11月11日まで

①居所情報登録申請による郵送先変更 86人

- ・10月5日以降申請分は、郵便局から戻り次第再発送を行う。
- ・郵便局から市民課に返戻された簡易書留封筒は2,043通(11月12日現在)  
(理由のほとんどが郵便局の転送申請住所と住民票上の住所の相違によるもの)
- ・返戻された封筒は、最新の住民票情報等をチェックした上で再送付等を行う。(窓口受領も可)

## 審議事項

### (1) 個人番号利活用条例（案）の概要について

①条例の名称	石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②定義	<p><b>個人番号（番号法第2条第5項）</b> 住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの</p> <p><b>特定個人情報（番号法第2条第8項）</b> 個人番号をその内容に含む個人情報</p>
③市の責務	<p>個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施する。</p>
④個人番号の利用範囲	<p>番号法第9条第2項に基づき、番号法に規定されているもの以外で本市が庁内連携する必要がある特定個人情報を条例に規定するもの</p> <p><b>1 利用できる事務</b> 番号法に掲げる事務のうち、市が保有する特定個人情報を利用して市が行うもの</p> <p><b>2 利用できる特定個人情報</b> 番号法に掲げる事務に利用する特定個人情報であって、番号法別表第2及び<b>条例の別表</b>に掲げるもの</p> <p><b>3 書類提出義務の解除</b> 庁内連携により特定個人情報が利用できるときは、条例、規則その他の規定による書類提出義務を解除するもの</p>
⑤特定個人情報の提供	<p>番号法第19条第9号に基づき、庁内他機関（市・教育委員会）に提供する必要がある特定個人情報を条例に規定するもの</p> <p><b>1 提供できる事務</b> 番号法に掲げる事務のうち、市又は教育委員会が保有する特定個人情報を利用して市又は教育委員会が行う事務であって<b>条例の別表</b>に掲げるもの</p> <p><b>2 提供できる特定個人情報</b> 番号法に掲げる事務に利用する特定個人情報であって、<b>条例の別表</b>に掲げるもの</p> <p><b>3 書類提出義務の解除</b> 庁内他機関に特定個人情報利用を提供できるときは、条例、規則その他の規定による書類提出義務を解除するもの</p>

#### 番号法第9条第2項

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 番号法第19条第9号

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

1～9（略）

9 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(2) 石巻市個人情報等取扱規程（案）の概要について

①趣旨	<p>番号法及び石巻市個人情報保護条例に基づき、石巻市における個人情報等の管理について必要な事項を定めるもの。</p> <p>この規程に定めのない事項は、石巻市情報セキュリティポリシー及び石巻市ネットワークシステム管理運用規程の規定による。</p>
②定義	<p>この規程の用語の意義は、番号法、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー、ネットワークシステム管理運用規程の定めるところによる。</p>
③管理体制	<p>最高総括保護管理者 副市長</p> <p>総括保護管理者 部局長等</p> <p>保護管理者 課長等</p> <p>保護担当者 課長補佐、グループリーダー等</p> <p>監査責任者 最高総括保護管理者が指名する者</p>
④教育研修	<p>個人情報等取扱者</p> <p>個人情報及び特定個人情報等の保護に関する研修</p>
⑤職員の責務	<p>職員は、番号法及び個人情報保護条例の趣旨に則り、関連する法令及び規程の定め並びに最高総括保護管理者等の指示に従い個人情報等を取り扱う。</p>
⑥個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製等の制限</li> <li>・誤りの訂正</li> <li>・書類等の管理</li> <li>・廃棄</li> <li>・取扱状況の記録</li> <li>・個人番号の利用の制限</li> <li>・特定個人情報の提供の求めの制限</li> <li>・特定個人情報等の収集・保管の制限</li> <li>・取扱区域</li> </ul>
⑦個人情報の提供及び業務の委託等	<p>個人情報の提供</p> <p>個人情報保護条例第9条第3項（本人同意、法令等の定め等）に基づき個人情報を外部に提供する場合は、原則として提供先における利用目的等について書面を取り交わし、安全確保の措置を要求する。</p> <p>※特定個人情報は番号法で限定的に明記された場合を除き提供禁止</p> <p>業務の委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等を適切に管理するための必要事項を契約書に明記する。</li> <li>・市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるかを確認する。</li> <li>・個人情報の管理状況について年1回以上の定期的検査を行う。</li> <li>・再委託先等にも同等の措置を講じさせる。</li> </ul>

<p>⑧安全確保上の問題 への対応</p>	<p>事案の報告及び再発防止措置</p> <p>(保護担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等の情報漏えい等の発生やその兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告する。</li> </ul> <p>(保護管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の拡大防止等のために必要な措置を速やかに講じる。</li> <li>・事案の発生経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。</li> <li>※重大事案は直ちに報告する。</li> <li>・事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>(総括保護管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の内容等に応じて、内容、経緯、被害状況等を最高総括保護管理者に速やかに報告する。</li> </ul> <p>公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。</li> </ul> <p>特定個人情報保護委員会への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法違反やそのおそれのある事案を把握した場合は、事実関係及び再発防止策等について速やかに特定個人情報保護委員会に報告する。</li> </ul>
<p>⑨監査及び点検の実施</p>	<p>監査</p> <p>(監査責任者)</p> <p>個人情報等の管理状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>点検</p> <p>(保護管理者)</p> <p>自ら管理責任を有する個人情報等の取扱いについて、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>評価及び見直し</p> <p>(総括保護管理者、保護管理者等)</p> <p>監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。</p>

(3) 今後のスケジュールについて

平成27年

11月

- 24日 第3回推進本部会議
- 26日 管理職研修(番号制度の概要、個人情報等の取扱いについて)
- 下旬～ 個人情報等取扱規程の制定  
(関係課) 業務フローの作成  
関係規則、要綱改正準備

12月

- 市議会第4回定例会(個人番号利活用条例の制定)
- 職員研修
- 関係規則、要綱の改正

平成28年

1月

- 1日 番号法施行(関係課で個人番号の利用開始)
- 個人番号カードの交付開始(市民課ほか)
- 第4回調査検討委員会
- 第4回幹事会
- 第4回推進本部会議

2月

- 市議会第1回定例会(個人番号利活用条例の一部改正)
- ※提案時期は国の通知等により変更する場合があります。